

経済産業省 同時発表

平成 28 年 10 月 31 日

自動車局

乗用車の排出ガス・燃費試験法に国際基準（WLTP）を導入します。

-道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について-

国土交通省は、本日、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正し、乗用車の排出ガス及び燃費算定試験法について、国際基準（WLTP[※]）を導入します。

自動車の販売の国際的な拡大に伴い、国ごとに異なる自動車の技術基準の調和が順次進められています。自動車の基準調和の実現により、自動車メーカー等は国際的な部品の共通化、それに伴う環境技術の開発への経営資本の投入等が可能となり、消費者にとっても環境性能に優れた自動車をより安価に購入できることとなります。

乗用車の排出ガス及び燃費算定試験法については、我が国が議論を主導した結果、平成 26 年 3 月、国際基準（WLTP）が成立しました。今般、WLTP を導入するため、道路運送車両の保安基準の細目告示の改正等を行います。

※ WLTP: Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure

1. 改正概要（改正の詳細については別紙をご参照ください。）

以下の告示を改正し、現行の排出ガス規制及び燃費規制において、現行規定されている我が国独自の試験法（JC08 モード法）に加え、WLTP を適用できることとします。

- ①道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）
- ②乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）
- ③貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号） 等

注）走行抵抗値の測定法における統計的手法の JC08 モード法への導入は今年度中に、排出ガス規制における WLTP への切替えは平成 30 年 10 月以降に、それぞれ予定しており、今後速やかに改正することとしております。

2. 公布・施行

公布・施行：10 月 31 日（本日）

【問い合わせ先】

自動車局環境政策課 高井・井上

電話 03-5253-8111（内線 42502、42535）

03-5253-8603（直通）

FAX 03-5253-1636